

任意継続被保険者制度のご案内

【KDDI健康保険組合が行う任意継続被保険者制度】

1. 加入要件と申請期限
2. 加入期間
3. 申請方法
4. 被保険者証の交付
5. 資格の喪失(脱退)
6. 保険料額
7. 保険料の納付期限と納付方法
8. 健康保険組合への届出
9. 保険給付
10. 保健事業の利用
11. 資格喪失後の受診

任意継続被保険者制度とは、被保険者が会社を退職して、その資格を喪失（脱退）した場合でも、一定の要件のもとで任意に被保険者資格を継続することができる制度です。

この制度が設けられている目的は、退職等によって健康保険の資格を喪失（脱退）した被保険者が他の会社へ再就職して、ふたたび被保険者となるまでの一定期間中に、傷病などによる生活の不安に陥ることのないよう、引続いて健康保険制度の対象にするところにあります。いわば、被保険者資格を再取得(再加入)するまでの橋渡しの役割を果たすものです。

平成30年11月版

KDDI健康保険組合

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10

<http://www.kddikenpo.or.jp/>

1. 加入要件と申請期限

① 加入要件

- ・退職などによって被保険者資格を喪失(脱退)していること
- ・被保険者であった期間が、資格喪失(脱退)日の前日まで継続して2ヶ月以上あること

② 申請期限

会社を退職した日の翌日 (被保険者の資格を失った日) から 20日以内 (健保必着)

2. 加入期間

任意継続被保険者 (以下、「任継者」という) の資格を取得した日 (会社を退職した日の翌日) から 2年間 です。

3. 申請方法

加入希望者は次の書類を準備のうえ、健康保険組合にご提出ください。

- ① 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」 (以下「申請書」という)
- ② 住民票原本 (会社に個人番号を届出していない場合には個人番号記載のもの)
 - a. 被扶養者のいらっしゃる方は本人のみの住民票
 - b. 被扶養者が同居の場合は世帯全員の住民票 (続柄記載のもの)
 - c. 被扶養者が別居の場合は別居先の住民票 (続柄記載のもの)
- ③ 被扶養者 (16歳以上) の所得 (課税・非課税) 証明書 (原本) ※学生証 (写) 不可 (年金受給者は年金額のわかる振込通知書 (写) もご提出ください)
- ④ 被扶養者が別居の場合は被保険者からの送金証明直近3ヶ月分 (通帳の写し等)

4. 被保険者証の交付

健康保険組合では、事業主様からの届出およびご本人様からの申請書類を受理次第、保険料納付書を送付します。納付書により、ゆうちょ銀行 (郵便局) 窓口で保険料を納付してください。入金を確認でき次第、ご自宅宛に被保険者証を簡易書留で送付します。

5. 資格の喪失 (脱退)

次のいずれかの場合は、任継者の資格を喪失 (脱退) します。②または④の場合は、健康保険組合にご連絡ください。なお、以下の理由以外での脱退はできません。

- ① 「任継者」 となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤ 被保険者が後期高齢者に該当したとき

(注) 被扶養者(家族)が後期高齢者に該当した場合、その方は資格を喪失(脱退)となります。

6. 保険料額

保険料額は、退職時に適用されていた標準報酬月額に保険料率を乗じて求められます。

ただし、標準報酬月額には上限があり、「前年度の9月30日における特例退職被保険者を除く全被保険者の標準報酬月額を平均した額」が上限額となります。

平成30年度の保険料率は、健康保険料率が82/1000、介護保険料率が13.2/1000です。

標準報酬月額が上限の場合の保険料（保険料の上限）は、健康保険料が31,160円、介護保険料が5,016円で合計36,176円になります（平成30年度任意継続被保険者の健康保険料月額表（含前納月額表）参照）。

会社在职中は保険料を事業主と被保険者、それぞれ折半で負担をしていましたが、「任継者」になりますと、事業主の負担がなくなるため、被保険者が保険料の全額を負担することになります。

また、介護保険料は40歳以上65歳未満の被保険者および被扶養者が介護保険第2号被保険者として徴収の対象になります。そのため、65歳以上の被保険者（ご本人が徴収の対象外）であっても、40歳以上65歳未満の被扶養者がいる場合は、その被扶養者分の介護保険料は当組合が徴収します（65歳以上の被保険者本人分、被扶養者分は年金から天引きする形で市区町村が徴収します）。

7. 保険料の納付期限と納付方法

保険料納付取扱金融機関は、ゆうちょ銀行（郵便局）のみとなりますので、「申請書」のゆうちょ銀行口座欄（必ずご本人名義の口座）のご記入をお願いします。

原則、最初の2ヶ月間はゆうちょ銀行（郵便局）窓口にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行口座からの自動引落となります。

加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）で手続きをしてください。

（1）納付期限

毎月10日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に保険料が引落とされます。

※残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限の翌日に資格喪失（脱退）となりますので、ご注意ください。（5.③の場合に該当）

（2）納付方法と割引制度

納付方法は単月払いと割引制度を利用する1年払い・半年払いがあります。

納付方法		引落日 ※10日が土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月10日
半年払い	4月～9月分	3月10日
	10月～翌年3月分	9月10日

前納割引制度は原則、加入年の翌年度の4月分から1年払い（3月10日引落）および半年払い（3月10日・9月10日引落）が利用できます。

ただし、3月～8月新規加入の方で1年払いを選択された方は初年度のみ半年払い（9月10日引落）となり、以後は1年払い（3月10日引落）となります。

下記（表）は任継者の平成30年度上限月額（380千円）の場合の単月払い・前納額です。

※単月および前納額については、別紙『平成30年度任意継続被保険者の健康保険料月額表(含前納月額表)』にてご確認ください。

単月払い（1ヶ月払の支払額）					
健康保険料 上限標準報酬月額×82/1000 (保険料率)		介護保険料 上限標準報酬月額×13.2/1000 (保険料率)		計 上限標準報酬月額×95.2/1000 (保険料率)	
31,160 円		5,016 円		36,176 円	
1年払い（12ヶ月払の支払額）			半年払い（6ヶ月払の支払額）		
健康保険料	介護保険料	計	健康保険料	介護保険料	計
366,083 円	58,930 円	425,013 円	184,836 円	29,754 円	214,590 円

8. 健康保険組合への届出

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。

- ① 就職により被保険者となったとき
- ② 氏名、住所を変更したとき
- ③ 被扶養者に異動が生じたとき
- ④ 第三者の行為により生じた疾病、負傷（交通事故等による）を治療するとき（所定の書類を提出していただくことになりますので、必ずご連絡ください）

9. 保険給付

従来どおりの給付が受けられます（ただし、傷病手当金・出産手当金は除く）。

「任継者」資格取得後、給付の対象となった時、「申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座に給付金をお支払いいたします。

10. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、従来どおりご利用いただけます。

11. 資格喪失後の受診

健康保険の資格喪失後に医療機関で保険診療や健康診断を受診した場合、健康保険組合からの支給はございません。万が一、受診された場合は、返還していただくことになります。

ご不明な点はKDDI健康保険組合（TEL 03-5212-3311）へご連絡ください